

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和6年7月1日～令和6年9月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限度温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。))をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上げ茶の製造を行っているものに限る。)
3	0221	素材生産業
4	0242	素材生産サービス業
5	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む。)
6	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
7	0543	安山岩・同類似岩石採石業
8	0544	大理石採石業
9	0545	凝灰岩採石業
10	0546	砂岩採石業
11	0547	粘板岩採石業
12	0548	砂・砂利・玉石採取業
13	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
14	0551	耐火粘土鉱業
15	0552	ろう石鉱業
16	0553	ドロマイト鉱業
17	0554	長石鉱業
18	0555	けい石鉱業
19	0556	天然けい砂鉱業
20	0557	石灰石鉱業
21	0592	ベントナイト鉱業
22	0599	他に分類されない鉱業
23	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。)
24	0622	造園工事業
25	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く。)
26	0651	木造建築工事業
27	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く。)
28	0721	とび工事業
29	0743	タイル工事業
30	0781	床工事業
31	0792	金属製建具工事業
32	0793	木製建具工事業
33	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。)
34	0795	防水工事業
35	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。)
36	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
37	0823	信号装置工事業
38	0831	一般管工事業
39	0832	冷暖房設備工事業
40	0833	給排水・衛生設備工事業
41	0839	その他の管工事業
42	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く。)
43	0842	昇降設備工事業

508	8024	楽団、舞踏団
509	8025	演芸・スポーツ等興行団
510	8031	競輪場
511	8033	自動車・モータボートの競走場
512	8034	競輪競技団
513	8036	自動車・モータボートの競技団
514	8048	フィットネスクラブ
515	8062	囲碁・将棋所
516	8064	パチンコホール
517	8065	ゲームセンター
518	8092	マリーナ業
519	8093	遊漁船業
520	8094	芸ぎ業
521	8095	カラオケボックス業
522	8096	娯楽に附帯するサービス業
523	8099	他に分類されない娯楽業
524	8241	音楽教授業
525	8242	書道教授業
526	8243	生花・茶道教授業
527	8245	外国語会話教授業
528	8299	他に分類されない教育、学習支援業
529	8322	無床診療所
530	8331	歯科診療所
531	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
532	8359	その他の療術業
533	8361	歯科技工所
534	8539	その他の児童福祉事業
535	8543	通所・短期入所介護事業
536	8549	その他の老人福祉・介護事業
537	8821	産業廃棄物収集運搬業
538	8823	特別官理産業廃棄物収集運搬業
539	8911	自動車一般整備業
540	8919	その他の自動車整備業
541	9093	履物修理業
542	9111	職業紹介業
543	9121	労働者派遣業
544	9221	ビルメンテナンス業
545	9229	その他の建物サービス業
546	9231	警備業
547	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)を除く。)
548	9511	集会場

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。